

平成28年5月13日
清瀬市企画部新庁舎建設室

清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル
募集書類の一部訂正について

平成28年5月12日付けで手続きの告示のあった、清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザルについて、下記のとおり募集内容の一部を訂正します。

記

1. 訂正対象

清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要項

2. 訂正内容

該当箇所	正	誤
4頁 2. 応募資格 (3)	延床面積5,000㎡以上の新築又は改築による建築物（平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型4 <u>又は</u> 類型12の第1類又は第2類（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち過半を超える面積が類型4 <u>又は</u> 類型12の第1類又は第2類の用途であるものに限る）に該当するものに関する基本設計及び実施設計業務を元請けで受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者。	延床面積5,000㎡以上の新築又は改築による建築物（平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型4 <u>及び</u> 類型12の第1類又は第2類（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち過半を超える面積が類型4 <u>及び</u> 類型12の第1類又は第2類の用途であるものに限る）に該当するものに関する基本設計及び実施設計業務を元請けで受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者。

該当箇所	正	誤
<p>9 頁</p> <p>4. 1 次審査書類（参加 表明書、技術者資料、提 案書等）の提出</p> <p>（5）提出書類の記入上 の留意事項</p> <p>⑤参加者の同種・類似業 務実績（様式 5－1）</p> <p>（ア）、2）類似業務実績</p>	<p>平成 2 1 年国土交通省告 示第 1 5 号別添 2 による 類型 4（業務施設）<u>又は</u> 類型 1 2（文化・交流・ 公益施設）の第 1 類又は 第 2 類に該当する建築物 （延床面積 5, 0 0 0 m² 以上）の新築または改築 に関する業務実績を対象 とします。なお、他の類 型との複合用途施設の場合 は、建築物の延床面積 のうち、過半を超える面 積が上記類型の第 1 類又 は第 2 類の用途であるも のに限ります。</p>	<p>平成 2 1 年国土交通省告 示第 1 5 号別添 2 による 類型 4（業務施設）<u>及び</u> 類型 1 2（文化・交流・ 公益施設）の第 1 類又は 第 2 類に該当する建築物 （延床面積 5, 0 0 0 m² 以上）の新築または改築 に関する業務実績を対象 とします。なお、他の類 型との複合用途施設の場合 は、建築物の延床面積 のうち、過半を超える面 積が上記類型の第 1 類又 は第 2 類の用途であるも のに限ります。</p>